

# ○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 公 印 規 則

平成 1 1 年 5 月 1 日  
規 則 第 5 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号  
改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号  
改正 平成 1 9 年 4 月 1 日規則第 1 号  
改正 平成 2 1 年 7 月 1 日規則第 2 号  
改正 平成 3 1 年 4 月 1 日規則第 4 号  
改正 令和 3 年 3 月 2 9 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類等)

第 2 条 公印の種類、書体、寸法、使用の範囲及び保管者は、別表第 1 のとおりとし、ひな形は、別表第 2 のとおりとする。

2 職務代理者印のひな形等は、当該代理される職の職印に準ずるものとする。

(公印の保管)

第 3 条 公印は、事務所において確実に保管しなければならない。

(公印の使用)

第 4 条 公印を使用するときは、公印保管責任者に決裁済の文書又は使用する文書を提示し、その承認を受けなければならない。

(公印台帳)

第 5 条 公印を整理するため、総務課に公印台帳(別記様式)を備え、公印の印影、種類その他必要な事項を登載しておかななければならない。

(公印の新調、改刻及び廃棄)

第 6 条 公印保管責任者は、公印を新調し、改刻し、又は廃棄する必要があると認めるときは、管理者の指導を受けなければならない。

(公印刷込み)

第 7 条 公印は、特に必要があると認められるときは、証票等にその印影を印刷することができる。この場合においては、刷込みのつど当該公印保管責任者を経て管理者に公印刷込み承認願いを提出して承諾を受けなければならない。

2 印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、局長が保管するものとする。

附 則

この規則は、平成 1 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 1 号）  
この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 1 号）  
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 1 日規則第 2 号）  
この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

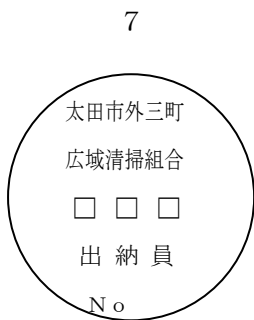
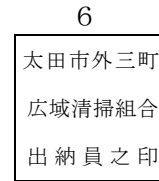
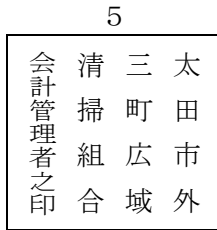
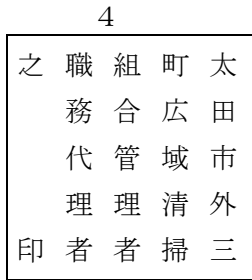
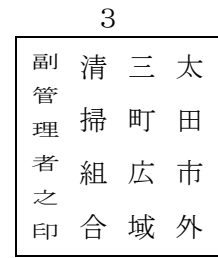
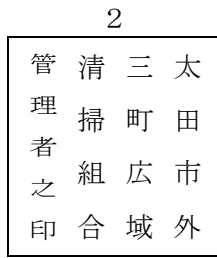
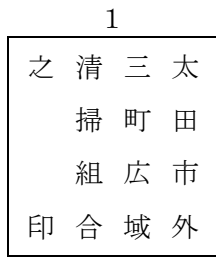
附 則（平成 31 年 4 月 1 日規則第 4 号）  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日規則第 2 号）  
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

公 印 の 名 称	ひな形	書 体	寸 法		保管責任者	使 用 区 分
				ミリメートル		
太田市外三町広域清掃 組合之印	1	てん書	方	24	局 長	組合名をもってす る文書
太田市外三町広域清掃 組合管理者之印	2	〃	方	21	〃	管理者名をもって する文書
太田市外三町広域清掃 組合副管理者之印	3	〃	方	21	〃	副管理者名をもっ てする文書
太田市外三町広域清掃 組合管理者職務代理者 之印	4	〃	方	21	〃	職務代理者名をも ってする文書
太田市外三町広域清掃 組合会計管理者之印	5	楷 書	方	21	会計管理者	会計管理者名をも ってする文書 小切手振出用
太田市外三町広域清掃 組合出納員之印	6	〃		—	総務課長	各種収入金の収納 用(レジスター用)
太田市外三町広域清掃 組合出納員之印	7	〃	直径	20	総務課長	各種収入金の収納 用

別表第2（第2条関係）



別記様式（第5条関係）

公印の名称	印影	使用開始年月日	備考